



道保第469号  
令和3年3月5日

各市町村長 殿  
(道路管理主管課取扱)

奈良県県土マネジメント部長



県管理道路に自治会が設置する防犯カメラの占用許可について（通知）

近年、防犯対策に対する住民意識の向上により、自治会が自ら防犯カメラを設置する動きが活発化しています。このことを踏まえ、これまで本県における防犯カメラの占用については、国と市町村に限定して許可をしていましたが、犯罪抑止やプライバシー保護の観点から、自治会が、警察との協議を経て防犯カメラを設置する場合を新たに認めるものとし、下記のとおり運用することとしましたので適切な取扱をお願いします。

なお、本通知については、総務部知事公室、警察本部生活安全企画課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 設置場所

電柱、道路照明等の既設工作物への添加（二次占用）を原則とする。

2. 占用物件の設置場所等

ア) 防犯カメラの設置位置は、通行の障害とならないこと。

イ) カメラ本体及びその付属物の色彩は、周囲の環境と調和するものとする。

3. 占用期間

3年

4. 占用主体

国、市町村、自治会（※設置にあたっては、警察協議が必要）

5. 申請に必要な書類

- ア) 申請書（別添：様式第5号）
- イ) 防犯カメラの設置場所が分かる書類（地図など）
- ウ) カメラの仕様、設置形態が分かる書類（カタログ、平面図等）
- エ) 電柱等所有者の添加承諾書（関西電力、NTTが発行）
- オ) 所轄警察と協議したことが分かる議事録（別添：参考様式）
- カ) 管理運用規定（別添「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（R2.12 奈良県総務部知事公室 安全・安心まちづくり推進課）」参照）

〔 国、市町村の場合は、管理規定に代えて、防犯カメラの設置に関する規定、地元同意書等が必要。 〕

6. 占用料

免除

〔 「奈良県道路及び河川占用料等の免除に関する基準（S53.3 土木部長通知18）」による 〕

7. 実施時期

令和3年4月1日以降に受理したものについて適用する。